

○東京都市大学研究活動の不正防止推進委員会規程

平成27年 3月16日

制定

改正 平成27年 5月18日

平成28年 5月16日

平成30年 1月22日

(設置)

第1条 この規程は、「東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」第6条及び「東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」第15条の定めるところにより、研究活動の不正防止推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、大学全体の観点から実態を体系的に整理・評価し、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行並びに公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部局と連携、協力して、不正防止計画を策定・実施することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 総合研究所所長
- (4) 研究委員会委員長
- (5) リスク管理委員会委員長
- (6) 大学院研究科長
- (7) 総務部門の長
- (8) 公的研究費執行管理部門の長
- (9) 研究委員会委員の中から2名
- (10) 学長が指名する委員 若干名

2 前項第1号から第8号の委員の任期は役職在任期間とする。

3 第1項第9号の委員の任期は、研究委員会委員の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長不在の場合は、総合理工学研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 不正防止計画等の策定・実施及び定期的な計画の見直し。
- (2) 不正防止計画の実施状況の確認
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 不正発生要因の把握及び体系的な整理・評価
- (5) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (6) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること
- (7) その他不正防止及び不正行為に関すること
- (8) 公的研究費の管理に関する各部局、監査担当者との連携

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局産学官連携センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は東京都市大学研究委員会に諮り、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成27年 3月16日)

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、東京都市大学研究費不正防止推進委員会規程を廃止する。

付 則 (平成30年 1月22日)

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。